

第7回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第7回定例会

令和5年10月30日

開会 13時30分 閉会 15時00分

出席委員
(23名)

会長 依田 繁二	会長代理 船田 寿夫
1 小野澤 文利	14 柳澤 大作
2 笹平 民男	15 上原 真由美
3 檜原 龍太郎	16 北沢 秀則
5 小野 高男	17 武舎 和久
6 杉田 修司	18 山田 貴司
7 小宮山 信幸	推進 上原 敦夫
8 保科 正行	推進 五十嵐 秀人
10 井出 藤男	推進 伊藤 茂
11 田口 千秋	推進 白石 文生
12 比田井 尚良	推進 大塚 和信
13 田中 章	

議事録署名委員

15 上原 真由美 16 北沢 秀則

出席職員
(7名)

農業委員会事務局
事務局長 小林 幸司
事務局次長 小宮山 真二
事務局 小林 誠司
事務局 佐藤 一弥
事務局 黒澤 しほ
事務局 鈴木 優
事務局 小林 千恵美

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

事務局

皆さん大変お疲れ様です。10月に行われました各種団体競技大会にご参加いただいた皆さん方大変ありがとうございました。結果は田口委員が見事5位入賞で、小野澤委員が6位入賞でした。人数が少なかったわけですが、大変健闘していただきました。

また、5地区で地域計画策定推進委員会に、皆さんご出席をいただき大変ありがとうございました。また今後も定期的に開催をさせていただくことになるかと思いますが、引き続きご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから第7回農業委員会定例総会を開催させていただきますが、開会を船田代理お願いします。

会長代理

お疲れ様です。朝夕につきましてはめっきり涼しいというよりも寒いような感じになってきました。ストーブも欲しくなるような時期となったということですね。山は紅葉が進みまして、秋らしくなっています。稲刈りについてもほぼ終了し、収穫物についても残すところあとわずかというような時期になりました。

大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまより、農業委員会第7回定例総会並びに全員協議会を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。続きまして依田会長からご挨拶をいただきまして、その後の議事進行につきましても引き続きお願いをいたします。

会長

皆さんこんにちは。季節の変わり目ですので、健康には十分ご留意していただきたいと思います。今月の農業委員会に関する行事は、10月3日に東御の日記念式典がありました。10月7日の火のアートフェスティバルは、焼きとうもろこしの出店がなく寂しい会場かなという感じがしました。来年は生産出来るように確保をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

10月13日を皮切りに26日までに地域計画地区会議が開催されました。この内容は平成24年から継続しているものを、更に、実務化していかなければいけないと感じます。特に、この8期で選ばれた皆さんがこの最後の仕上げというようになろうかと思います。令和7年3月末には、皆さんが一致協力し行政の担当部署と一体化しタイアップする中で、国から任せられている農業委員がやるべきことの一角にありますので、ぜひ、各地区の農業委員さんが各地区の推進協議会の母体の皆さんと一緒にリーダーシップをとっていただき、一層のご協力を役員に対し指導いただきたいと思います。地区会議は12月、1月、2月に行われますが、その時にはぜひ前向きにご指導いただきたいと思います。

20日は上小農業委員会協議会の先進地視察で、甲州市へ研修に行っ

参りました。東御の傾斜地の中でこれは荒廃地だ、もう使えないから駄目ではなく、使い方によってはもっと有効的に使えるやり方もあるのではないかと感じました。皆さんの地域毎に、方向性を委員会で出してもらい市の方に提案させていただければいいのではないかと感じて帰ってきました。

議長（会長） 本日の議事録署名には、15番の上原真由美委員と16番の北沢秀則委員をお願いします。それでは早速議事に入ります。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。本日は2件の申請がありますのでよろしくお願いします。

事務局 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

3-1 図面は1ページ及び2ページをご覧ください。場所は〇〇から西側にある農地が〇〇筆、南側にある農地が〇〇筆、〇〇信号から南西にある農地が〇〇筆です。譲渡人、譲受人ともに〇〇の方です。特定遺贈による取引となります。遺贈とは、遺言により遺産を特定の者に無償で譲渡するものです。遺贈の中で包括遺贈と特定遺贈に分かれており、今回の特定遺贈は、遺産の中で目的物を特定して遺産分割を経ずに権利が確定する行為となります。譲受人の〇〇と〇〇は〇〇と〇〇の関係、遺言執行者〇〇は、〇〇の〇〇であり〇〇の〇〇となります。今回、〇〇の遺言書により〇〇が申請地を相続することになりました。相続人に対する特定遺贈は、許可不要となっていますが、〇〇である〇〇は相続人とならないため農地法第3条許可が必要となり申請をします。現在、農地の維持管理は譲渡人が行っており、許可後は譲渡人と一緒に譲受人も農業に携わっていきます。申請地では、水稻及び野菜を栽培する予定です。譲受人自宅から一番離れた農地でも車で〇〇分ということで問題ないと判断しました。

3-2 〇〇番〇〇、図面は3ページをご覧ください。場所は〇〇信号から〇〇メートルほど南にある農地です。譲渡人、譲受人ともに〇〇の方です。譲渡人は〇〇のため農地の維持管理が困難となり、譲受人が申請地の隣接地に家を建てる予定となっているため譲渡するものです。地目は、田ですが畑として利用しアスパラガスを栽培する予定となっています。譲受人自宅にから徒歩〇〇分と近いいため問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号1の案件について杉田委員より説明をお願いいたします。

杉田委員 それでは資料は1ページ、2ページをご覧ください。概要については事務局の方で事細かに話していただきました。場所は〇〇の集落に隣接した農地

です。〇〇の南側、図面では下になりますが譲受人の自宅があります。ここは〇〇がお一人で住んでいましたがお亡くなりになったので、現在は、〇〇の〇〇、〇〇の〇〇と一緒に暮らしているということです。譲渡人は〇〇、譲受人は〇〇、〇〇歳の〇〇です。〇〇と〇〇という間柄です。本来は〇〇の〇〇である〇〇が法定相続人ですが、公正証書による遺言書があったので、〇〇の遺志により〇〇の〇〇に農地を相続するため、今回の申請になりました。農地は私が見に回りましたが、荒れているところが一つもなく耕作はされています。大きい農地は人に貸し、あとは自家用で野菜を作っています。名義は〇〇の〇〇ですが、実質、〇〇である〇〇とともに耕作をされるということです。特に問題はないと判断していますが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。番号1の案件につきましてご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いいたします。

田中委員 〇〇番地〇〇は、〇〇のすぐ隣の土地ですよね。今の状況はどうですか。草刈りの時には大分草がひどかったような気がしましたが。

杉田委員 そこは耕作しているというよりは草刈りを年に1回か2回している程度です。

田中委員 人に貸しているという話を前に聞いたことありますが、もし、貸しているとすれば借りている人が適正管理していただければいいと思います。

議長（会長） 現場を確認して、刈ってなければ指導していただければと思います。

杉田委員 わかりました。

小野委員 市民農園絡みで伺いたいのですが、市民農園を借りる時の契約、期間はどのようになっているのですか。何をやっていいのかわからなくて、草刈りを様子見てやっています。

議長（会長） 事務局の方からお願いします。

事務局 市民農園ですが、日常的な管理は市の農業農村支援センターでしていただいています。貸し借りについては1年間契約で、広報等にも載せていま

す。1月から12月までの暦年の1年間で募集をかけ、契約をしてお金をいただいています。お1人1区画ということになってはいますが、空きがあればお1人で2区画借りることも可能です。基本的には1年間の単年契約で毎年、前年借りていただいている方には継続で借りますかという意味確認をし、継続で借りたいという方はそのまま、返したいと言われると空き区画になります。そこを確認した上で、空き区画について募集をかけ、毎年、貸し借りの契約をさせていただいているという状況です。

小野委員 誰が借りているとか管理をする必要はないですか。

事務局 例えば、圃場を借りたままで何も作ってなくて草だらけであれば、契約は個人情報等もありますので、ご連絡いただければ農業農村支援センター、農業委員会の方で、その対応はこちらで取らせていただきます。皆さん方で、どなたが借りているかというところまで把握していただく必要はないかなと考えています。

議長（会長） ご苦労があるかと思いますが、ぜひご協力お願いいたします。他にありませんか。特にないようでありますので採決を取りたいと思います。番号1の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、五十嵐委員に番号2の案件について説明をお願いいたします。

五十嵐委員 該当地は、〇〇で造られた〇〇団地の〇〇から〇〇に向かう途中、〇〇の東門から〇〇メートル東寄りのところにあり、道よりも該当地の下は中山間地の指定を受けています。また、左側に川が流れていますが川の水位が低くて、該当地に水を引くかまたは中山間地に水を引くのは非常に水路の関係上苦労をしている地域です。譲受人の〇〇は、〇〇年程前に〇〇地区に転入されて来た方でサラリーマンです。近所の水田を借りて稲作を作っています。最初は、農機具もなく脱穀を手で行うという非常にオーソドックスな方法で行って行きました。お話を伺ったところ、某テレビ番組にあるような生活を夢見て、自給自足とまでいかないけれども自分で作ったものを自分で食べていく生活に憧れているということでした。それから〇〇年経って今年も稲作をしています。十分実っていました。譲渡人は〇〇、〇〇です。主にブドウを作られていて、該当地は水田ですがほとんど耕作をされておらず、草刈りを年に3回ほど行っているというような土地です。〇〇が、〇〇にこの土地で家を建てたいという話をしたら、ぜひ買って欲しいということになり話が進んだと聞いています。区の草刈り等にも参加し、区民との信頼や繋がりも

生まれつつあります。人柄も良くて、別段問題はないというふうに考えますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。年齢は〇〇歳で、自然農法以上の努力をしているような感じがします。皆様のご意見をお聞きしたいと思います。ご質問等のある方は、挙手の発言をお願いいたします。特にないようでありますので採決を取りたいと思います。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして第2号議案に入りますが、農地法第4条の規定による許可申請について2件ありますが、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてです。
4-1 〇〇番〇〇他〇〇筆、資料は4ページ、5ページをご覧ください。場所は〇〇の西側にある農地です。農地改良に伴う盛り土の一時転用申請です。申請者は土地の形状が低い農地のため、盛り土をして農地として利用したいとのことです。農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり、代替性がなく農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、転用はやむを得ないと判断しました。

4-2 〇〇番〇〇、資料は6ページ、7ページをご覧ください。場所は〇〇の南西側にある農地です。駐車場敷地の申請です。追認案件です。申請者は申請地を今までも駐車場敷地として利用してきましたが、今回カーポートを設置しようとした際に、申請が必要であることが判明し、申請するものです。第1種低層住居専用地域で、用途地域内の第3種農地のため転用は問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。番号1の案件につきまして、柳澤大作委員より説明をお願いします。

柳澤委員 番号1、資料4ページになりますが地図の右下が〇〇で、そこから〇〇や〇〇の横をまっすぐ行った辺りになります。事務局から説明があったように、道路に面したところから〇〇メートルぐらい下がっているので、盛り土をして農地にしていくということです。以前にも許可申請を出していましたが、期限が切れたので再提出するということです。〇〇ぐらいは盛り土が済んでいて、そこに果樹、くるみがもう植わっています。特段問題ないと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、皆さんからご質問ご意見をいただきたいと思います。挙手の上発言をお願いいたします。

杉田委員 今回の用途が農地改良、盛り土とありますがその後は何かに利用される予定はあるのですか。これで4条申請の許可の必要性が、盛り土をして農地として復旧するのだったら、4条は必要ないような気がします。4条申請の必要性についてお聞かせ願えればと思います。

議長（会長） 2つの件についてお願いします。

事務局 ただいまの杉田委員の質問にお答えいたします。おっしゃる通り、農地改良も盛り土に当たりますので、基本的には申請はなくても今回のものであれば、農地を農地として利用するためのものですので、申請不要でも問題ないかなと思う案件です。過去にこの農地で同じ内容で許可をして一時転用をして盛り土がされたわけですが、完全に終わらなかったのもその続きとして出したいという申請者の意向がありましたので、今回お受けしました。以上が、盛り土の4条申請の必要性に対するお答えです。

そのあとの土地の利用計画につきましては、申請をいただいた行政書士へ確認したところ、果樹の栽培をやっていききたいということです。内容はくるみが〇〇本ほど、柿の木が〇〇本植わっている状況ですので、盛り土をして平らにした後に、随時それらを増殖していききたいということです。

議長（会長） ありがとうございます。今の説明でよろしいですか。

杉田委員 はい。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。特になければ進みたいと思います。それでは番号2の案件につきまして、保科委員より説明をお願いいたします。

保科委員 図面は6ページになります。〇〇の西側の土地になります。ご覧の通り住宅地の中の土地で、駐車場として使うことは特に問題はないかと思えます。

議長（会長） ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、皆さんからご質問ご意見をいただきたいと思います。ないようですので、採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について本日は6件あ

ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてです。

5-1 ○○番○○、賃借権設定です。資料は8ページ、9ページ、10ページ、11ページをご覧ください。場所は○○道○○線、○○信号の南東にある農地です。資材置き場、休憩所、駐車場敷地の申請です。譲受人は○○の○○で、○○道のリニューアル工事を請負っています。工事に伴う敷地が必要なため、申請地を一時転用したいとのことで、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり代替性がなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-2 ○○番○○他○○筆、所有権移転です。資料は12ページ、13ページ、14ページをご覧ください。場所は○○の東側にある農地です。集合住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は現在会社員ですが、将来のためアパート経営を希望し、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-3 ○○番○○、所有権移転です。資料は15ページ、16ページをご覧ください。場所は○○線○○信号の南側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに○○の方です。譲受人は現在、妻の実家に住んでいます。手狭なため、申請地に住宅を建築したいとのことで、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。なお、申請地は○○年○○月に農振除外済みで今月の3条2番と関連している案件です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-4 ○○番○○、所有権移転です。資料は17ページ、18ページをご覧ください。場所は○○の北側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方で、譲渡人は○○の方です。譲受人は現在借家に住んでおり、手狭なため、住宅を建築したいとのことで、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-5 ○○番○○、所有権移転です。資料は19ページ、20ページをご覧ください。○○の西側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方で、譲渡人は○○の方です。譲受人は現在借家に住んでおり、手狭なため、住宅を建築したいとのことで、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は○○年○○月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。

5-6 ○○番○○、使用貸借権の設定です。資料は21ページ、22ページをご覧ください。場所は、○○の北側にある農地です。住宅敷地の申

請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で〇〇です。譲受人は、現在両親と同居していますが、手狭なため母親の土地を借り住宅を建設するものです。なお、申請地は〇〇年〇〇月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。番号1の案件につきまして、五十嵐委員より説明をお願いします。

五十嵐委員 場所は〇〇道の下、〇〇寄りのところで今回は〇〇より受注した橋の補修に当たり、〇〇資材置き場及び駐車場等に使用したいということです。該当地だけが道に接続して平らですが、端の方は南斜面に向かって下がっている土地なので、周りは石垣、ブロックでは補強されておらず、単純にならしたままのために、重機置場や駐車場として使う場合にはいかがなものかと思っていました。11ページにあるように、鉄板で地面を補強してその運営以外は使用しないという約束がとれていましたので、端の方は重さがかからず土が崩れたりすることはないだろうと考えています。あと駐車場と併設してトイレや休憩場がありますが、排水等は簡易的なものを設置させていただいて外には流さないという約束でした。それらを考えると、別段支障はないと現状確認いたしました但皆さんのご審議をよろしく願いたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、皆さんからご質問、ご意見をいただきたいと思います。

小宮山委員 期間はいつからになっていますか。

事務局 工事の期間は、着工が〇〇年〇〇月から〇〇月ということです。

議長（会長） 他にありませんか。ないようでありますので、採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件を、同じく五十嵐委員より説明をお願いいたします。

五十嵐委員 場所は〇〇線の〇〇の信号から〇〇に入って〇〇メートルのところに〇〇があり、周りは住宅で空き地になっているのは当該当地とその後ろにある月極駐車場です。今回、計画されているアパートは月極駐車場側に建物が建つということなので、問題はないかと思います。譲渡人は、〇〇から

相続をした後、ずっと草刈りだけをしていて耕作をした経験がないということです。今回のお話は、不動産を介して紹介があったので同意をしたということです。譲受人は将来的に資産運用としてアパート経営をしたいということです。周りの状況等を考えて別段問題はないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（会長） ありがとうございます。皆さんからご質問ご意見をいただきたいと思ひます。挙手の上発言をお願いいたします。ないようですので、採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件を、同じく五十嵐委員より説明をお願いいたします。

五十嵐委員 先ほどの3条2番と付随しますが、今の住宅は〇〇の名義になっています。購入した土地に住宅を建てるところには農機具小屋と鶏小屋を建てるところです。土地の面積が広いので、東側のところは分筆をして畑として使いたいという要望です。道よりもこの当該当地が〇〇メートルから〇〇メートル〇〇ぐらい下がっていてだんだん南斜面になっていますので、奥に行くに従って道との段差が高いためにやはり宅地として使うよりは、畑の方が使いやすさだろうと感じました。周りも住宅で隣も宅地になっていますので、問題はないと判断しますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（会長） ありがとうございます。この案件は3号議案2番と関連していますので並行して確認し、ご意見ご質問等いただきたいと思ひます。挙手の上発言をお願いいたします。特になければ採決に入りたいと思ひます。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につきまして、田口委員より説明をお願いいたします。

田口委員 資料17、18ページをご覧ください。該当地は〇〇の北側に位置しています。譲受人の〇〇は、新居を建設したいということで土地購入の意向がありました。譲渡人の〇〇の〇〇が承諾したとのことです。土地は第3種農地で、地図17ページのように集落接続していて、近隣に住宅が建設されています。更に第1種住居地域で、南側には〇〇、〇〇が進出しています。該当地の北西〇〇方向が〇〇メートルほどの公道に接していて、下水道が通り生活排水の問題はありません。雨水については浸透柵を設置し、地下浸透させるということです。以上により特段問題ないと思われまひます。該当地は〇〇年

前に地元の方との交換譲渡した土地です。農地から宅地に変更する場合に、従来は投資目的防止のため3年3作の縛りがありましたが、今は農地法が変更になっていますので、3年以上を経過しクリアされていますので問題ないと思います。農地法の改定について3年3作について、今後とも知識が必要だと思いますので、事務局から正確なところを教えていただければと思います。以上ですが、ご審議のほどお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。まず、3年3作につきまして事務局から説明をいただき、そのあと、皆さんからご意見ご質問を受けたいと思います。

事務局 田口委員の説明を補足します。農地を農地として利用するために取得した場合、3年間3回耕作をしなければ転用ができないという決まりがありました。しかしながら、そのルールについて今は、撤廃されて3年3作の縛りがない状況になっています。1年、2年でも時間がたてば、転用は可能という状況になっています。そこでその農地の取得が投機的な目的での取得でないのかというのが、疑問として出てきます。事務局としては農地を取得した経過とその転用の目的と併せ、過去耕作をしていたがやむを得ず転用する事情ができてしまい、3年に近いような期間をおいたので、別の農地以外のものに転用したいという申請なのかというところは、慎重に判断しなければならないというところです。これまでもその部分については注視して厳しく見てきました。今回の該当地では、現所有者が〇〇を営んでいる所有者でありますので、そういった懸念が出てくるということも、おっしゃるとおりです。土地の登記を見ますと、〇〇年〇〇月に交換で取得されているという土地になります。〇〇年という期間がたって、その当該地を転用したいという別の方が現れて、その方が事業着手されるということで、やむを得ないと判断したところです。

議長（会長） 今の説明でご理解いただけただけでしょうか。

田口委員 はい。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようでありますので番号4の案件につきまして、採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして番号5の案件につきまして、山田委員より説明をいただきたいと思います。

山田委員 それでは、本件に対してのご説明をさせていただきますのでよろしくお

願いいたします。場所については〇〇ですが、当該の場所は畑の道を挟んですぐ東側は〇〇になっている場所です。そこからは、宅地が広がっています。その反対側の〇〇については畑が広がっていて、その境目の場所になります。この譲受人は〇〇、年齢〇〇歳、〇〇勤務、奥様は〇〇勤務です。取得予定のところは、結構面積が広く計画では平屋の建物を建てる予定です。あとは、家庭菜園として使っていきたいという意向です。建物は、隣に〇〇反歩ほどの豆が栽培されているところがありますが、そちら側に建設するのではなくて、道路寄りのほうに建物を建てるということです。畑として使われているところは、ご自分の家庭菜園の計画をしています。周辺の農地等への影響についても限定的になるのかと思われまます。譲渡人の〇〇の畑は、以前に〇〇という方に家庭菜園として貸していて、その当時はいろいろな野菜が栽培されたようです。ここ何年かは草刈りを年数回本人でしていましたが、草が生い茂っているような状況が続いていたようです。そういう状況が宅地のすぐ隣にあると、ハウスメーカー等に目につきやすくなってくるのかなという印象を受けました。以上になりますが、特段大きな問題はないかと思しますので、ご審議の方よろしく願ひいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ご質問ご意見を受けたいと思います。挙手の上発言をお願いいたします。ないようでありますので、採決を取りたいと思います。番号5の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして番号6の案件につきまして、伊藤委員より説明をお願いいたします。

伊藤委員 事務局から説明があったとおりですが、譲渡人の〇〇と、譲受人の〇〇は〇〇で、一緒に住んでいます。手狭になったので、〇〇が持っている農地に〇〇が家を建てたいということで伺っています。場所は、〇〇の〇〇から〇〇の方に向かって、〇〇の北側にある農地で、今まで休耕していたということです。工事に関して、ネットなどを張り粉じんが飛ばないようにし、土砂等も流れ出さないように最善の注意をするということで伺っていますので、問題ないかと思ひます。よろしく願ひします。

議長（会長） ありがとうございます。ご質問ご意見ある方は、挙手の上発言をいただきたいと思ひます。ないようでありますので採決を取りたいと思ひます。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。第4号議案に入る前に、ここで休憩をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお

願いいたします。

休憩

議長（会長） 全員揃いましたので、ただいまから再開したいと思います。第4号議案、農用地利用集積計画について10月分の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 第4号議案、農用地利用集積計画10月分について説明します。資料4ページが、通常の利用権設定です。3件、8筆、合計17,158平方メートルです。資料5ページが、所有権移転です。1件、1筆、合計2,242平方メートルです。資料6ページが、中間管理事業を使った利用権設定です。1件、2筆、合計2,952平方メートルです。全体の合計は5件、11筆、合計22,352平方メートルです。

議長（会長） ありがとうございます。それではご意見ご質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いいたします。

五十嵐委員 4ページにある契約期間が3年、4年、5年とありますが、契約は5年という認識をしていますが、違いますか。

議長（会長） 事務局からお願いします。

事務局 契約期間について利用権設定においては、相対で相談の上、利用する期間を決めていただくようになっています。5年でないといけないという取り決めはないので、今回双方で話し合いの上、それぞれ3年、4年、5年の契約になっています。

議長（会長） よろしいですか。

五十嵐委員 果樹の場合も同じですか。

事務局 果樹の場合も取り決めは特にありません。果樹の場合、収穫ができるようになるまで期間がかかるので、大体の皆さんは5年以上にされる方が多い傾向にあります。

五十嵐委員 ありがとうございます。

議長（会長） よろしいですか。他にご質問ありませんか。ないようであれば10月分の農用地利用集積計画について、採決に入りたいと思います。第4号議案につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、報告第1号に入りたいと思います。農地法第4条の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 4条届出1件お願いいたします。〇〇番〇〇、資料は23ページをご覧ください。場所は〇〇道〇〇線、〇〇信号の南、〇〇地積にある農地です、農業用倉庫敷地の届出です。〇〇平方メートルのうち〇〇平方メートルの届出になります。

議長（会長） ありがとうございます。これは報告ですので特に問題ないと思いますが、ご質問等ありましたらお受けしたいと思いますがよろしいですか。ないようですので、それでは報告第1号については以上とさせていただきます。

本日の議案は以上で終了いたしました。細かくご質問等いただき、ありがとうございました。

事録署名人 _____
(※直筆でお願いします)